

指定介護予防支援の指定について

介護保険法の一部改正（令和6年4月1日施行）に基づき、地域包括支援センター設置者の他、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりました。

これに伴い、本市では居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定にあたり、以下のとおり取扱いします。

1 介護予防支援の指定を受ける要件

「清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成30年3月28日条例第2号）で規定する居宅介護支援事業所の指定又は他市で居宅介護支援事業所の指定を受けていること。

2 指定申請から登録までの流れ

- (1) 指定申請の受付期間を設定（令和7年度は6月、2月頃を予定）
- (2) 市内外の居宅介護支援事業者から指定申請書を受理する。
- (3) 介護保険地域密着型サービス等委員会にて、居宅介護支援事業者の申請状況を諮る。
- (4) 指定通知書を交付する。

介護保険地域密着型サービス等委員会にて審議する理由

介護保険法第115条の22第4項では、「市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と規定されていることから、本委員会では居宅介護支援事業者の申請状況を報告・審議することとします。

参考 介護保険法第58条第1項（介護予防サービス計画費の支給）

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

3 指定介護予防支援事業所の状況

	事業所名	指定期間
1	福寿想居宅介護支援事業所	自 令和 6年 8月 1日～ 至 令和 12年 7月 31日
2	五条川居宅介護支援事業所	自 令和 7年 2月 1日～ 至 令和 13年 1月 31日

4 指定介護予防支援事業所の申請状況

受付期間	事業者数
令和7年6月6日（金）～30日（月）	0